

生徒指導提要の目次構成(案)についてのご意見等

資料3-2

No.	委員名	部	章	ご意見	方針
1	新井委員	I	1	生徒指導の定義と特色／のなかに含まれているのかもしれないが、生徒指導の定義と特色と並べて、または、その後／生徒指導と教育相談、キャリア教育との関係／生徒指導の階層的支援構造(成長を促す生徒指導と課題解決をめざす生徒指導等)というような内容を項目として明示してもよいのではないか。	→ 反映。 項の名称については要検討。
2	石隈委員	I	1	①生徒指導の定義と特色に、「生徒指導と教育相談等」を加える。その理由は教育相談が生徒指導の一環として行われることを明記することにより、教育相談のスキルや活動を生徒指導に活かす。②「3段階の生徒指導等」とする。その理由は、先日示された原稿案でも3つの層あるいは類型という表現がありましたが、 <u>開発的な生徒指導が基盤になり、予防的な生徒指導、問題解決的な生徒指導を支えることと明記することで、今回の改訂の主旨であるすべての生徒に対する生徒指導という方針が明確になる。また3段階の生徒指導は、この10年間で、国内外で標準的な教育となってきている。</u>	→ 反映。 No.1に同じ。
3	岡田弘委員	I	1	生徒指導の定義と特色(生徒指導と教育相談とガイダンスカウンセリング) <u>学習指導要領で示されているガイダンスカウンセリングとの関連を明確にするために二重下線部分を入れる。児童生徒の発達を支援する教育相談の態度と技法が生徒指導の重要な要素であるから。</u>	→ 反映。 No.1に同じ。
4	岡田弘委員	I	1	自己指導能力の育成、発達促進的指導・予防的指導・課題解決的指導の生徒指導／生徒指導の基盤積極的生徒指導の内容を「 <u>生徒指導の基礎</u> 」に具体的に明示することで今回の改訂主旨を明確にするため二重下線部分を追記。未然防止・早期発見・対応より学習指導要領総則の「 <u>発達を支える指導</u> 」と主旨が重なり、提要改訂の基本的な考え方にある「 <u>成長を促す指導</u> 」を明確化できるから。	→ 反映。 No.1に同じ。
5	伊野委員	I	1	「 <u>生徒指導の基礎</u> 」の()内に、「 <u>学級経営・ホームルーム経営の充実</u> 」を入れてはどうか。生徒指導の課題に「 <u>児童生徒理解の深化</u> 」がある。また、積極的な生徒指導を推進する上では、 <u>児童生徒理解とともに人間関係づくり等で学級経営が重要となると考えた。</u>	→ 反映。 現行では「第6章 生徒指導の進め方／第4節 学級担任・ホームルーム担任の指導／2 生徒指導の基盤としての学級経営・ホームルーム経営」に含まれる。
6	野田委員	I	1	この基礎的理念の部分については、 <u>子どもの権利条約(児童の最善の利益など)を含む、基本目的も示すことが適当かと思う。</u>	→ 反映。 第3回会議資料第I部第1章サンプルにおいても子どもの権利条約について触れているが、当該条約の基本目的の引用・記載の仕方については要検討。
7	藤田委員	I	1	生徒指導の課題(コロナ禍など社会変化に伴う生徒指導の質の変容と児童・生徒理解の深化、人間関係形成等) ※二重下線箇所を追記。	→ 各個別課題等の現状を記載するにあたっては、現行の生徒指導提要同様に、中長期的な状況は記載するとしても、特定の時点の状況(例:令和3年度においては…等)は原則記載しないこととする。 そのため、「 <u>生徒指導の質の変容</u> 」については、基本的には「 <u>変容</u> 」ではなく、「 <u>生徒指導の基礎</u> 」を記載していくこととする。
8	藤田委員	I	1	生徒指導の基盤(早期発見、早期対応、児童生徒主体、守秘義務と説明責任、記録と情報共有・情報活用) ※二重下線箇所を追記。	→ 「 <u>早期発見、早期対応、児童生徒主体</u> 」については、1.3「 <u>生徒指導の方法</u> 」で記載することを検討。「 <u>記録と情報共有・情報活用</u> 」については反映。
9	石隈委員	I	2	「 <u>ガイダンスプログラム(キャリア教育、予防開発的プログラム等)</u> 」を加筆する。その理由は、 <u>開発的な生徒指導を実現するためには具体的なプログラムの位置づけが必要である。</u>	→ 脚注等も活用しながら、記載の仕方については検討。
10	岡田弘委員	I	2	特別活動における生徒指導／ <u>ガイダンスカリキュラム(キャリア教育、人間関係プログラム等)</u> 学習指導要領との関連及び積極的生徒指導の趣旨を明確にするために具体的なこの二重下線のとおりの文言を入れる。	→ 脚注等も活用しながら、記載の仕方については検討。
11	藤田委員	I	2	総則(児童・生徒の発達の支援)→ <u>児童生徒の心理と発達の理解と支援</u> ※二重下線箇所を追記。	→ 2.1「 <u>総則(児童・生徒の発達の支援)</u> 」については、小中高等学校の学習指導要領に掲げられている事項について説明する節のため、原案とする。
12	宮古オブザーバー	I	2	改めて現行の提要の目次構成と比較してみると、「第2章 教育課程と生徒指導」に児童・生徒の発達支援があることに若干の違和感を覚えました。生徒指導について児童生徒の総合的な発達(学力、キャリア、社会性、情動等)の支援と捉えらるるならば、「第1章 生徒指導の基礎」に掲載するほうが整合性があるように思いました。	→ No.11に同じ。
13	石隈委員	I	3	「 <u>学校・家庭・地域の連携</u> 」とする。その理由は、チーム学校の方針には、学校の組織内でのチームと、 <u>学校・家庭・地域の連携の2側面がある。また学校が中心に関係機関と連携するという表現より、学校・家庭・地域が、子どもの教育のパートナーとして連携するという表現が、これからの生徒指導には適している。さらに地域には関係機関だけでなく、住民等との連携も重要である。</u>	→ 反映。 3.4「 <u>学校・家庭・地域・関係機関等との連携</u> 」に二重下線のとおりの追記。
14	伊野委員	I	3	第3章「 <u>チーム学校による生徒指導体制</u> 」の関係機関との連携の()内の最後に「 <u>等</u> 」があるので、そこで読めると思うが、第II部の各章の「 <u>4)関係機関等の連携体制</u> 」に入るであろう、例えば虐待でダメージを受けた児童生徒の場合、医療、福祉、警察、児童相談所等との連携が不可欠になっているので、 <u>第3章の「関係機関等との連携」に、医療等も入れた大きな枠組みでの連携体制を入れるかどうか検討をお願いしたい。</u>	→ 反映。 具体の連携については、第II部において記載。

15	野田委員	I	3	関係機関の部分が、むしろ教育の中の話のように思えるが、少年警察と補導システム、特に少年報道センター・少年サポートセンター、加えて法務少年支援センター、市町村や児童相談所の触法での仕組みなどの記述が必要かと思う。(Ⅱ部からのリンクの問題ではあるが)	→ 反映。 関係機関の役割や境界性を知る観点から、「第Ⅰ部／第3章チーム学校による生徒指導の体制」に触法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。
16	野田委員	I	3	関係機関の部分では、児童虐待、要保護児童、要支援児童・特定妊婦を想定した、市町村と児童相談所など、福祉支援体制の記述が必要かと思う。(Ⅱ部からのリンクの問題ではあるが)	→ 反映。 No.15に同じ。
17	栗原委員	I	3	今回の改訂の重要な柱の一つが、「成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実」であるので、そのことが見える構成にした方が、改訂の意図が反映されるのではないかと、積極的な生徒指導の推進にもプラスに作用するのではないかと考えている。具体的には、たとえば第3章を「チーム学校による生徒指導体制と積極的な生徒指導」とする等、第4章として「積極的な生徒指導の実践」を加えるといった構成が考えられると思う。 少し説明を加えると、提要の第Ⅰ部では、生徒指導とはどういうもので、どういう体制でやっていけばいいのかがわかる。ただ、実際の積極的な生徒指導についての具体があまり示されていないように感じる。例えば、生徒指導提要の第2章第4節-2:「学級活動・ホームルーム活動と生徒指導」(P33～)には、成長支援のための生徒指導の内容が例示されていて、その一つに、「望ましい人間関係の確立」という項目が挙げられているが、その確立は何をすることで可能になるのかといった具体例は書かれていない。実際には、「望ましい人間関係の確立」ということばから具体的な生徒指導がイメージできる現場の先生方は少数であるから、実践化までのハードルが高いという印象。 一例だが、「幼稚園教育要領」第2章では、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」という成長支援の領域を5つ明示し、さらに具体的な説明がされている。たとえば上述の「望ましい人間関係の確立」と類似した「人間関係」の領域では、この領域での成長支援を行うために、「先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう」「友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う」といった13項目があげられている。さらに「幼稚園教育要領解説」では、この13項目の一つ一つについて1ページ程度の解説が加えられている。これなら現場の先生方もかなりわかりやすいと思う。もし、「積極的な生徒指導」を提要に織り込むのであれば、この「幼稚園教育要領」第2章は参考になるのではないかと考える。 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/nerai.htm)	→ 改訂の方針に掲げる「積極的な生徒指導」については、第Ⅰ部第1章の名称として追記。 「実際の積極的な生徒指導についての具体」については、関連リンクや脚注も活用し、示し方については要検討。
18	栗原委員	I	3	3章ということではないが、現行の提要の第4章にある「教員の研修」がなくなっている。研修という言葉は削っても大丈夫なのか。生徒指導の研修の方向性やガイドラインを示すという意味で、あったほうがいいのではないかとと思うが、提要の中では触れずに別口でそれを示すということであればそれでも問題ない。	→ 反映。 3.1「生徒指導体制」の節に「教員の研修」と追記。現行では、「第4章学校における生徒指導体制／第4節生徒指導のための教員の研修」に記載。
19	藤田委員	I	3	教育相談体制(…、協働スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、) ※二重下線箇所を追記。	→ 反映。 執筆にあたっては、それぞれに求められる役割についても記載。
20	小野オブザーバー	I	3	コーディネーターに係る項目を入れる必要がある。もちろん本文内容には記載されるはずであるが、学校に様々なコーディネーターが位置づけられている現状からも重要性が高い。また、コーディネーターに求められることが学校、地域により大きく異なることから、一定の整理がこの改訂を機になされることは重要と考える。加えて、現場の要請も高いと思われる。	→ 反映。 No.19に同じ。
21	岡田弘委員	Ⅱ	新	児童生徒の発達支援の考え方や方法 第Ⅰ部と第Ⅱ部をつなぐ部分を設定した方が第Ⅱ部の内容がより明確になる。また、今回の改訂の主旨を具体的に明示できるから。	→ 反映。 第Ⅱ部リード文において、改訂の主旨を含め第Ⅰ部との接続について記載予定。
22	小野オブザーバー	Ⅱ		第Ⅰ部の繰り返しになるとしても、リード文に、「日常における集団指導(全ての子どもたちを対象とした未然防止の取組)を大事にしつつ、それでも様々な要因により個別の支援が必要となる子どもたちへの対応として、第Ⅱ部では述べていく。」といった内容の記載をしたい。	→ 反映。 第Ⅱ部リード文において、改訂の主旨を含め第Ⅰ部との接続について記載予定。
23	岡田弘委員	Ⅱ	3)	発達促進的指導・予防的指導・課題解決的指導: 具体的取組・対応 第Ⅰ部第1章に新たに入れる発達の指導・予防的指導・課題解決的指導に対応するため、二重下線箇所を追記。	→ 発達促進的指導・予防的指導・課題解決的指導については、未然防止・早期発見・対応に適切に記載していくこととする。
24	石隈委員	Ⅱ		「3段階の生徒指導」、「学校・家庭・地域の連携」とするよう提案する。	→ 「3段階の生徒指導」については、No.23に同じ。 「学校・家庭・地域の連携」については、各章に応じて重点を置くべき対象や望ましい連携体制は様々であるので、各章によって適宜節の名称は変更するものとする。